

第15回 行政手続部会 議事録

1. 日時：平成31年4月11日（木）16:57～18:38

2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、安念潤司（部会長代理）、野坂美穂、林いづみ

（専門委員）川田順一、佐久間総一郎、田中良弘、堤香苗、濱西隆男、八剣洋一郎

（事務局）田和室長、石崎参事官、谷輪参事官

（ヒアリング出席者） GVA TECH株式会社：山本CEO/弁護士

国税庁：吉井審議官

国税庁：菅長官官房情報技術室長

財務省：大柳主税局税制第一課企画官

総務省：稲岡自治税務局税務担当審議官

総務省：池田自治税務局企画課長

総務省：平木自治税務局企画課電子化推進室長

4. 議題：

（開会）

1. 民間事業者によるIT技術を活用した行政手続簡素化等の取組について

（GVA TECH株式会社からヒアリング）

2. 関係省庁からのヒアリング

・重点分野「国税・地方税」

・規制改革実施計画「地方の書式・様式」（地方税関係）

（財務省、総務省からヒアリング）

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 それでは、時間より前でございますが、第15回の「行政手続部会」を開会させていただきます。

皆様におかれましては、お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日、原委員、國領専門委員が御欠席でございます。

安念部会長代理は、遅れての御出席の予定でございます。あとは、八剣専門委員も遅れて参られることになっています。

それでは、議事に入ります。議事の1つ目として「民間事業者によるIT技術を活用した行政手続簡素化等の取組について」を取り上げたいと思います。

本日は、GVA TECH株式会社CEOの山本様にお越しをいただいておりますので、IT技術を活

用した簡素化の取組や、今後の課題に関しまして御説明を頂戴したいと思います。

それでは、20分程度で御説明を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

○GVA TECH株式会社 GVA TECHの山本と申します。本日は、よろしくお願いいたします。

まず、簡単に会社の概要というものを御説明させていただきます。元々というか、今でもやってはいるんですけども、GVA法律事務所という法律事務所もやっています。それが、次のスライドのものです。

こちらを2012年に設立しまして、今ではかなりITを中心としたスタートアップの企業も増えていると思うんですけども、その当時、余り出ていないときからスタートアップの支援をしていまして、今は弁護士が25名ぐらいで、タイ人であるとか中国人、マレーシア人の弁護士も在籍しております。

先ほどのページに戻るんですけども、トータルで恐らく1,000社以上はスタートアップの支援をしていきまして、やはりスタートアップもそうですし、特に法務リテラシーが低い中小企業であるとか、フリーランス、個人というところに法務サービスを届けるには、やはり弁護士のコスト感というか、うちでも弁護士が何名もいて、その弁護士のお給料も賄う中でいうと、ある程度の報酬をいただかないといけないということで、その部分でかなり苦勞をして、2年前にAIを使って何とか法律業務を効率化できないかということでGVA TECHという会社を始めました。

契約書に関してのAIのレビューのサービスが中心ではあるんですけども、このAI-CON登記というサービスになるのですが、今年登記のサービスも出しまして、そちらについて本日はメインの御説明をさせていただければと思います。

登記のサービスですが、このAI-CON登記というサービスは必要書類ですね。具体的には登記情報と株主名簿をアップロードして、最低限の入力を行うだけで本店移転と募集株式の発行の書類の自動作成ができるというものになっています。

法人登記の統計というものをここに一部抜き出しているんですけども、株式会社の法人登記で100万件ぐらいございます。その中で、本店移転は10万件ぐらいの数を占めております。ですから、今は本店移転と増資ではあるんですけども、今後はこの中で特に一番下を書いてある役員等に関する変更ですね。役員変更等ができると、もう半分ぐらいカバーできる形になるので、かなり登記手続の簡易化に資するのではないかと考えています。

実際に利用の流れなんですけれども、会社の基本情報というのをまず取得します。具体的には登記情報と株主名簿をアップロードします。本来ならば、事業者もしくは司法書士が会社の登記情報とか株主名簿とかの情報を預かって、登記に必要な書類にその情報を転記したりであるとか、そういう形でやって書類を作成することが多いです。その後、会社法上の手続を選択していただいて書類の完成に至るというような手続になります。

この登記情報というものをやはりアップロードして、その中から情報を抽出して抜き出すというのが、書類の作成の簡易化と、あとはやはりミスを防ぐというところでしょうか。転記の過程でどうしても誤字脱字であるとか、そういうものが出てしまうと、法務局とし

でもそこは受け付けられずに補正になってしまうというのもある。そこで、事業者であるとか、司法書士の手間もそうなのですけれども、実際法務局の手間もあるんじゃないかと考えています。

次に、ダウンロードをして、ここは司法書士とのやりとりがなくなるというのがメリットの1つでしょうか。

次に、登記スケジュールです。これはちょっと見た目の部分なのですけれども、登記のスケジュールを会社法に適した形で引くというの、それはそれでスキルが要ることですが、この仕組みを使えば自動で日付が出るというものになります。

料金のところですけれども、1回当たり現在は5,000円で行っています。司法書士に依頼するとおおよそ数万円掛かっているものが、5,000円で手続きが完成します。

司法書士の関与率というの50%ぐらいと言われてはいますが、個人で自ら事業者が登記をやっている場面とかでもかなり使えるんじゃないかと考えています。

そして、登記の申請のところで、事業者が悩まないような形で登記申請のマニュアルというのも添付して、それを見ながら自分でできるようなものになっています。

あとは、よくある御質問という形でサービス資料の中に載っているんですけども、こちらは後ほど御覧いただければと思います。

早速、実際にAI-CON登記を使うと、どのような形で登記書類が作成されるかというのを今お見せできればと思います。

こちらが、本店移転ですね。新規の書類の作成をして、まず会社の基本情報というものが要るんですね。それで、こちらに登記情報ですね。一般財団法人民事法務協会から取得できる登記情報を上げると、このような形で自動で抜き出しがされます。

登記情報というものは、このような登記簿謄本のPDFの情報になります。それで、これが弊社の情報になるんですけども、これをアップすると情報が抜き出されまして、会社の読み方は登記情報から取得できないので、実際にこれは自ら打たないといけません。住所等、あとは資本金ですね。あとは、取締役会を設置しているかどうかというのも重要な情報になるんですけども、こちらについても自動で抜き出しがされます。

次のステップにいきまして、電話番号であるとか、電話番号についてはこのサービスの会員登録をしている段階で取得しています。あとは株式の数ですね。

次のステップにいきまして、あとは役員の情報です。役員の情報もここにある取締役の情報を自動で抜き出して、こちらに転記されています。それで、代表取締役の住所ですね。生年月日だけが登記情報にないので、実際に打ち込む必要があります。あとは、その他の役員がいる場合はその役員の情報も自動で抜き出しております。

次のステップですね。こちらで、基本情報が入ります。

次に、株主です。株主の情報が必要になるため、ここで株主名簿をアップロードします。そうすると、これはダミーですけども、株主名簿をアップロードして登録すると、このような形で会社の基本情報がまず登記書類を作るベースのものになるんですね。本店移転

先の住所は何かの情報から取得することができないので、ここで実際に打ち込むことになります。東京都新宿区とかにして、1-1-1とかにします。移転日も、本当に移転する日を入れていただきます。

あとは、株主総会を実際に開催するか、あとは書面で決議するかという会社法の問題があるんですけども、それもどちらか選んでいただいて開催とします。

こうなるとスケジュールが出まして、この19日に本店移転するという前提での株主総会と取締役の決定のスケジュールがここで自動で出されます。こちらで完了ですね。

これを行うと、実際に株主総会の招集であるとか、取締役の決定であるとか、株主総会の議事録とか、登記に必要な書類が全て出まして、その中できちんと転記がされているというんでしょうか。基本的な情報を入力したものが全部適切な形で入力されておりまして、これに実際に判子を押して法務局に郵送するだけで登記ができるような状態になります。

ですから、本来ならばこの書類を全て適切なテンプレートを選んで、その中で登記情報であるとか、さっきの住所とか、代表取締役の氏名とか、その辺りでやはり住所とかは間違いやすいんですね。そういうものを全て自動で転記するので、むしろシステムと相性がいいのではないかというふうに考えております。

これがダウンロードできるのが5,000円という形で、あとは実際にこれを印刷して送るという事務作業の部分なんですけれども、法務局というより会社に送るようなサービスになるんですが、それも今、提供していることになっております。

デモは簡単でしたけれども、以上になります。ありがとうございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問等があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

まず、この御説明だと、これから役員等に関する変更もやっていきたいという話だったと思うのですが、これが今できていない理由というのはどんなところにありますか。

○GVA TECH株式会社 単純に開発が進んでいないというか、エンジニアの人数というか。

○高橋部会長 要は、技術以外の判子が要るとか、いろいろなことでネックがあるという話じゃなくて。

○GVA TECH株式会社 そうですね。本店移転よりは少し難しいことではあるんですけども、一応そのシステムに落とす前の要件というか、そこはもう整理はできているんですね。単純に、エンジニアが足りないというところです。

○高橋部会長 わかりました。

もう一点、この4ページの表だと、多い件数は、登記事項の変更というのが69万1000件とあるのですが、これは本店移転とか、そういうものと違う話なのですか。

○GVA TECH株式会社 こちらは私のほうから御説明させていただければと思うんですけども、恐らくここにリストアップされないようなその他というものの総称という形で、ここに載っていない話でいくと、例えば株式分割とか、発行可能株式総数の増加、減少とか、

そういうものというのは特にリストアップされていないと思うんですけども、そういうものの総称という形でまとめ上げているのかなと。

逆に言うと、一つ一つは本店移転10万とか、役員変更50万に比べれば、多分そんなに件数はないと思うんですけども、ただ、やはり細かい登記をいろいろ集めるとこのくらいの件数になるんじゃないかなという趣旨かと思います。

○高橋部会長 わかりました。あとは、議事録が自動的にアップされているという話なのですが、これは自動的にアップできるようなものなのですか。取締役会の議事録みたいなものは自動転記されていると先ほどおっしゃいましたが。

○GVA TECH株式会社 元のテンプレートが裏側で幾つかありまして、それに対して日付であるとか、あとは代表取締役の名称であるとか。

○高橋部会長 わかりました。それに、判子をつくわけですね。それに判子をつけて郵送する。

これはどうなのですか。やはり、全部一括してオンライン申請できたらすごく楽だと思うのですが、そういうことは考えられないのでしょうか。

○GVA TECH株式会社 仕組み上難しいのが、実際に今は書類に判子を押して法務局に提出しないといけない仕組みになっているというところが最大のネックかなと思っているんですね。

○GVA TECH株式会社 そうですね。ですから、それが進むあれとしてはやはり電子署名のところの論点とかはいろいろありますので、完全にオンライン化、要は司法書士事務所というのは登記は今オンラインで出しているわけなんですけれども、その後の書類は当然、今は郵便で送れる。要は、持ち込んでいるわけです。

それというのは、結局、完全にオンライン化できる、できないでいくと電子証明の問題もあるのと、やはり紙でしかこの世に存在しない、例えば市区町村発行の印鑑証明であったりとか、そういうものがあるので、結局はそれを紙で提出せざるを得ないというところの影響があらうかと思います。

○高橋部会長 それは、電子証明を付けたら不可能なのですか。やはり、印鑑証明が要求されているということですか。

○GVA TECH株式会社 例えば、この登記に関しては、なくて大丈夫な場面もありますけれども、やはり特に役員の変更とかになると、代表者の印鑑証明などは確実に論点になりますので、設立登記もそうですけれども、そこはやはり紙でしかない以上は一部、紙にならざるを得ないかなと。

○高橋部会長 わかりました。

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

○堤専門委員 面白いなと思って伺っておりました。2つ教えていただければと思います。本論と違うことを聞いてしまうと思うんですけども、よくある質問のところにあります、請求書を発行していないというのは、なぜ請求書は発行しないんだろうとシンプルに思ったの

が1つです。

もう1つですけれども、お任せレターパックというのは地味に手作業じゃないかなと思うのですが、この辺りのニーズというのはサービス利用者の何割ぐらいがこういうことをリクエストされていて、会社としてこれはビジネス的にオンしているのか、そういうところもサポートしてあげようというので、余り収益は関係なくやっていらっしゃるのか。その辺りを、もし教えていただければお願いいたします。

○GVA TECH株式会社 請求書については、クレジットカードの決済で行うことができるサービスなので、そのクレジットカード会社の明細で会社としては処理できるんじゃないのかなというので、こちらやはり人数が少ない会社ですので、できるだけ開発であるとか、そういうところにエネルギーは集中したいなということになります。

もう一点のお任せレターパックは、書類が全部届いて、本当に判子を押して、何ならば送り先の法務局のシールが張ったレターパックまで届くんですね。ですから、こういうものがあれば便利かなというので考えたんですけれども、割合としては余り多くないんです。ちょっと正確な数字は今、出せないんですけれども、多分2割もないでしょうか。1~2割というようなイメージですね。5,000円プラスぐらいだったら、恐らくこれを使ったほうが便利なのかなというふうに思っているんですけれども、すぐにダウンロードできるというのがやはり魅力かもしれませんね。むしろレターパックだったら、送られてまた来てしまうので。

それで、ビジネス的にはないほうが多分うちはいいですね。全く利益がこの5,000円が出ないわけではないんですけれども、恐らく郵送料であるとか人件費とかを考えても、多分原価2,000円ぐらいだと思うので、3,000円ぐらい利益は出るんですが、それ用に人を配置したり、あとは教育したりするとなると、ないほうがやはりシンプルになるのでいいかなとは思っています。

○堤専門委員 ありがとうございます。

○高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。何かあればどうぞ。

○林委員 大変頼もしい先生方と思いながら伺っておりました。ユーザーにとってすごく魅力的なサービスである一方で、先生方にとってそんなにもうからないかなと思いながら、これにすごく頑張っておられるということで敬服しておりますが、この会議の議題との関係で伺いますと、現在、最終的には「持ち込み」になっている場面をいかに電子化を進めていくかというあたりで、法律家の観点でこの規制がこういうふうに変わればというようなお気付きの点があったら教えていただきたいと思っております。

○GVA TECH株式会社 登記に関して申し上げますと、やはり印鑑証明の電子化というところが多分かなりキーポイントになってくるんじゃないかなとは思っています。

さっき登記の件数が何百万件みたいに載っていましたが、結局ここに羅列されている登記の中でやはり印鑑証明が必要な登記というのは非常に多いです。例えば設立の9万件、これは絶対に必要ですし、ほかも含めて役員変更、役員の変更登記というのも基本

的にはいわゆる取締役会非設置会社というのが会社法改正で十何年前に認められて、一人役員会社というものが往々にして出るようになりましたけれども、そうなるとその役員変更というのは必ず取締役の印鑑証明というのは要求されるわけですね。

あとは、昨今の商業登記法の改正でいわゆる本人確認書類、免許証ないし住民票というものが監査役でもいわゆる印鑑証明添付義務のない取締役でも必要になりましたという関係で、結局この設立が約10万件で、一番下の役員変更が51万、約60万となると、全体の6割超ですね。ほかにもっと細かく見ていけば印鑑証明が必要なのは、商号変更なども当然会社の実印が基本は変わりますので、会社の実印が変わるならばまた印鑑証明というような形でいくと、多分7割近くが基本は何らかの個人の印鑑証明が要求されているものだというふうに御理解いただいて構わないと思うんですけども、今は完全にこれが紙でしか出てこない以上は、紙からの脱却というのはどうしても難しいというのは肌感として当然あるところですよ。

かといって、そこがクリアになったからといって、一気に何かいろいろ進むかということ、またちょっと微妙かもしれないんですけども、やはり印鑑証明のところの論点は非常に重要なと思います。

あとは、印鑑証明がそもそも電子で出てくるという論点もそうですけれども、印鑑証明の代わりに当然いろいろな電子署名でそこを代替できるようなプロダクトをいろいろ進んでいると思うので、抜本的な改正が必要になると思うんですけども、その辺になるといわゆる完全なオンラインというものができてくるんじゃないか。未来には近づくんじゃないかなと思います。

○林委員 ありがとうございます。個別のそういう課題を踏まえて、今日の傍聴にもたくさんいらしている方々と今までも議論しています。是非このオンライン化の実現が一步でも早まるように私たちも頑張りたいと思います。ありがとうございます。

○GVA TECH株式会社 ありがとうございます。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。

どうも貴重なお話ありがとうございます。それでは、ここまでとさせていただきます。山本様、ありがとうございます。これからも、ひとつよろしくお願いします。

(GVA TECH 株式会社 退室)

(財務省・総務省 入室)

○高橋部会長 どうもお忙しいところありがとうございました。

続きまして、「行政手続コスト削減のための基本計画」のフォローアップとして、「国税・地方税」に関しまして、また昨年6月に閣議決定されました規制改革実施計画のフォローアップとして「地方の書式・様式」の地方税関係についてヒアリングを行いたいと思います。

本日は、財務省、総務省にお越しをいただいております。財務省、総務省に対しては資料2-1のとおり論点メモを事前に送付しておりますので、論点に対する回答について御

説明をいただきたいと思ひます。

どうもお忙しいところ、ありがとうございます。それでは、20分程度で御説明を頂戴したいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○菅長官官房情報技術室長 私、国税庁で電子申告、e-Taxの利用促進を担当しております情報技術室長の菅と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、事前にいただきました論点につきまして、国税に関する部分を私のほうから概要を御説明いたします。まず論点①でございます。こちらは、大法人の義務化、対象法人、それから経済団体への働きかけ、あるいは理解の程度についての御質問でございます。

私ども国税庁ではこの電子申告義務化の対象となります大法人に対しまして、個別に事務所等を訪問させていただく等の方法で勧奨を順次実施しております、既に約6割実施をしたところでございます。残りの法人につきましても、本年6月までに勧奨を終了したいと考えております。

また、日本経済団体連合会に対しましては、これまで義務化の制度自体ですとか、私どもが導入しております環境整備策につきまして3回意見交換を行っております。これ以外には関係府省、それから地方税当局、また日税連、税理士会や法人会といった関係団体とも連携しながらこの義務化の内容、それから環境整備策についての周知広報に当たっております。

それから、御指摘いただきました理解の程度についてでありますけれども、私どもがこの義務化対象法人に対して実施しているアンケートに対しまして、約1.5万法人から回答をいただき、そのうちの約9割の法人が義務化の内容について理解できたと御回答いただいております。

私ども国税庁といたしましては、引き続き義務化や環境整備策について理解を十分いただけるよう、働きかけにしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、論点②は、基本計画に掲げております中小法人について、2019年度においてe-Tax利用率85%以上という目標の達成の見通し、それから2018年度の状況、さらには達成後の更に高い目標の設定についてのお尋ねでございます。

まず2018年の状況については、現在集計中ございまして確たることが申し上げられない状況であるのですが、85%まではいきませんが、前年の80%よりは増加するのではないかと考えております。

それで、この2019年度の目標の達成に関してですけれども、国税庁におきましては当庁のほうで順次導入しております環境整備策などの利用が進みまして、また、政府全体として取り組んでいる中小法人のICT利用環境改善のため諸施策が活用されれば、この2019年度における85%以上という目標については達成可能であると考えております。

また、この目標達成後に更に高い目標を設定することに関しましては、この85%という目標自体が基本計画策定をした際の中小法人のICT利用環境等を勘案して設定したものでありますため、今後その利用率の向上ですとか、ICT環境の変化等を踏まえながら検討して

いく必要があると考えております。

いずれにしましても、現段階では当面の85%の目標達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、3ページの論点④を御覧いただきたいと思います。「国税と地方税の情報連携の推進」に係るところでございます。具体的な方法についての御質問でございますが、まず開廃業等に係る提出の電子的提出の一元化についてでございますが、仕組みといたしましては国税庁がホームページ等で提供しておりますe-Taxソフトに情報を入力いただければ、地方税も含めた届出書が自動作成されまして、それをe-Taxに送信いただければ納税者の手続は完了で、地方税の届出書はe-TaxからeLTAXに送信されるという仕組みを予定しております。

また、2点目の「共通入力事務の重複排除」につきましては、法人税申告情報をe-Taxソフトに入力いただきますと、地方税と重複している情報に係る部分については、e-TaxからエクスポートしてeLTAXでインポートする機能を導入することとしております。

3点目の「財務諸表の提出の一元化」につきましては、e-Taxによりまして財務諸表を電子的に提出していただいた場合には、納税者があらかじめ指定した、いわば事業所等が所在する市町村になりますが、こういった地方自治体に対してe-TaxからeLTAXのほうに転送するという仕組みを検討しております。

続いて、論点⑤でございます。こちらは、国税、地方税の連携に係る経済団体からの要望への対応についてのお尋ねでございます。

(1)の連結法人に関するワンスオンリー化についてでございます。この点に関しましては、御要望等を踏まえまして連結親法人が連結子会社の個別帰属額等の届出書を提出した場合には、子法人のほうの提出は不要とするという制度が来年4月から適用される予定となっております。

また、先ほど御説明いたしました「財務諸表の提出の一元化」の仕組みの導入に伴いまして、こちらの連携関係の書類についてもe-Taxから地方税のほうに送信する仕組みを検討しております。

このように、国税当局といたしましては、連結法人の申告に係るコストが削減されるよう、御要望等も踏まえて地方自治体との情報連携等によるワンスオンリー化を推進しております。

次の(2)ですけれども、こちらは法人の所得金額等に係る申告情報の共有に関するお尋ねでございます。現状、既に各国税局と全ての都道府県間では情報共有を行っておりますけれども、市町村間との情報共有については一部にとどまっております。これは、多数の自治体に対しまして情報記録媒体を策定して提供を行うことに係る事務負担があるというのが理由ですけれども、今後におきましては、この所得金額等のデータ連携を行うことにつきまして、総務省、または地方税共同機構と検討を進めることといたしております。

続きまして(3)でございます。こちらは重複記載の解消についての経済団体からの要

望に関する点ですが、(1)は国外関係会社に係る2つの別表についての重複記載の解消についてです。この点につきましては、重複記載が解消されるような機能等の構築について、費用対効果を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

それから(2)は会社事業概況書と財務諸表の重複記載の解消についてです。こちらにつきましても、重複箇所について入力不要とする機能の構築につきまして検討してまいりたいと考えております。

続きまして、6ページの論点⑨を御覧いただきたいと思います。こちらは、「e-Taxの使い勝手の向上」に関しまして、本年1月から実施しております個人認証の簡便化についての御質問です。参考としております表を御覧いただきたいと思いますが、昨年12月までは、左にございますマイナンバーカード、ICカードリーダーライター、e-Tax用の利用者識別番号とパスワードの入力が必要とされていたところでございます。これが本年1月以降はID・パスワード方式、こちらは税務署で本人確認して通知された利用者識別番号とパスワードを利用して、e-Taxにより所得税申告を行う場合がございますが、こちらの場合にはマイナンバーカードとICカードリーダーライターが不要になっています。一方で、マイナンバーカード利用者につきましても、e-Taxの利用者識別番号とパスワードの入力は不要になるという対応をしております。

次の論点⑩は、これらの方式の利用状況についてのお尋ねでございますが、お尋ねの計数を含めまして確定申告に関する計数を、先月末までに書面で提出されたものも含めまして現在集計中でございます。その公表が5月末くらいになると見込まれます。そういうことで、大変申し訳ありませんけれども、計数の取りまとめが終わったところで御回答申し上げたいと考えております。

続いて、論点⑪は、経済産業省のほうで導入を予定されております法人認証基盤の利用の検討状況についてです。この法人共通認証基盤につきましては、経済産業省のほうで本事務年度から一部の運用開始をし、また、来事務年度以降は政府全体での運用を目指しているものと承知しております。それを前提に、今月には内閣官房を通じまして各省庁にシステム接続の検討の指示ですとか、あるいはシステムの利用見込みについて調査が行われる予定だというふうに伺っているところでございます。

国税庁におきましては、その動きに先立ちまして、この法人共通認証基盤がe-Taxにおける本人確認の手段として利用できるかどうか、その可能性につきまして既に経済産業省と協議を進めているというのが現状でございます。

続きまして、論点⑫を御覧ください。こちらは、e-Taxのメッセージボックスの閲覧に係る個人認証手段についてのお尋ねでございます。まず結論を申し上げますと、本年1月からe-Taxのメッセージボックスの閲覧をいただく際にはマイナンバーカード等を必要とすることとしております。これは、平成28年5月に「世界最先端IT国家創造宣言」が閣議決定されておりますけれども、その「工程表」におきまして、個人情報を含む重要情報の適正な管理のためのセキュリティー対策として「二経路又は二要素」認証、こちらにはマイ

ナンバーカードによる認証も含まれますけれども、これが求められたことが背景にございます。

この結果、先ほど申しあげましたID・パスワードを使ってe-Taxを行われた個人納税者で、マイナンバーカードをお持ちでない場合には、メッセージボックスに格納された情報のうち、申告情報等、個人情報が含まれているものは閲覧できないというのが現状でございます。

なお、この認証レベルの設定につきましては、私どもが内閣官房のIT総合戦略室ですとか、内閣サイバーセキュリティセンターと協議の上、決定しているものでございます。

続きまして、8ページを御覧いただきたいと思っております。論点⑬でございます。e-Taxの受付時間の拡大の状況と、通年24時間化へ向けての検討についてです。

まず、本年1月からe-Taxの受付時間を更に拡大しております。表のほうを御覧いただきたいと思っておりますけれども、こちらは昨年12月以前と本年1月以降を対比して表にしたものでございます。確定申告期間につきましては、以前より土日を含む全ての日につきまして24時間対応を実施しております。それ以外の時期につきましては、月曜日から金曜日につきまして、以前は朝8時半～24時までだったものを24時間化しております。

また、各月の最終の土日について、以前は5月、8月、11月のみの対応でありましたが、これは毎月の最終土日に対象日を拡大しております。

大変駆け足になり恐縮でございますけれども、国税関係の御説明は以上でございます。○平木自治税務局企画課電子化推進室長 続きまして、地方税関係をお願いしたいと思います。総務省で電子化のほうを担当させていただいております室長の平木でございます。よろしく願いいたします。

地方税のほうにも、論点を頂戴しております。それに関しまして、省庁名は総務省ということで縦置きのを御用意させていただいております。そちらを御覧いただければと思います。また、国税と重複するところもございまして、適宜簡略化させていただきまして申し上げたいと思っております。

○高橋部会長 国税と重複しているところは、御説明は結構です。独自のところでお願いします。

○平木自治税務局企画課電子化推進室長 わかりました。では、コメントというか、触れさせていただくだけにいたします。

1番、「電子申請義務化へ向けた取組等」でございますけれども、①の働きかけにつきましては基本的に国税庁及び地方団体と一緒にやるということでございまして、国税さんから御報告させていただいたとおりでございます。

③でございますけれども、地方税につきまして中小法人につきeLTAXの利用率は70%という目標がございます。総務省といたしましては、基本計画に記載しております2019年度、本年度中の中小法人のeLTAX利用率70%、これにつきましては達成できるのではないかと考えているところでございます。

③の2段目のところでございますけれども、総務省としてもこういった2019年度の目標達成に向けまして国税さんから御説明がございましたが、共通入力事務の重複排除といった取組などをeLTAX利用に係る環境整備策につきまして地方団体とも連携しつつ、中小企業、あるいはその関連団体、日商さんとか、あるいは税理士団体等に対しまして働きかけ、周知というものを行っていきたいと思っております。総務省としても更なるeLTAXの利用促進というのを図っていきたいと考えてございます。

また、2018年度、昨年度中にどの程度いったかということでございますけれども、これも国税と同様、今、集計中でございます。これですというふうに今、申し上げられる段階ではございませんが、大体、年々10%前後ずつ利用率が伸びているような状況にございます。前年が66.6%でございますので、それなりに増加をしていくのではないかと考えてございます。

また、現在の目標設定後の話でございますけれども、当面しっかりと中小法人の利用率を上げていって、70%という目標を達成するというところにまずは注力させていただきたいと思っております。ですので、今後の利用率の向上等につきましても、ICT環境の変化などを的確に踏まえながら検討させていただきたいと思っております。まずは当面の目標達成をしっかりとやってまいりたいということでございまして、国税さんと同様でございます。

2の「国税と地方税の情報連携の推進」でございます。こちら国税庁さんからありましたとおりでございますが、④につきましても、まずは「開廃業・異動等に係る提出の電子的提出の一元化」につきましても、納税者の方がe-Taxに送信すれば地方税に係る届出書はe-TaxからeLTAXに自動送信する仕組み、こちらを来年の3月に導入予定であるということでございます。

また、「共通入力事務の重複排除」につきましても、eLTAXのほうでソフトを設けてございます。PCdeskというソフトでございますけれども、こちらにつきましてもe-Taxのソフトで入力した場合にはそのPCdeskのほうにエクスポートをするというような機能を導入する。これも、来年の3月に導入する予定でございます。今どういった内容につきましても重複排除するかということにつきましても、国税、地方税で連携して相談をしているところでございまして、できるだけ納税者である事業者の方々の利便に沿うようにしていきたいと考えてございます。

「財務諸表の提出の一元化」につきましても同様でございます。2020年4月から導入予定ということでございます。

⑤でございます。連結法人の関係の話でございますけれども、(1)の連結親法人の所轄税務署への申告のみをもって連結子法人の関係につきましてもワンスオンリー化できないかということでございます。これは仕組みの話を上上げて大変恐縮ですが、地方税に関しましては地域における受益の負担の関係、応益原則でございますが、こちらを考慮いたしまして連結納税制度が導入された際、地方税には導入しないということで、税調等々で御議論いただいたところでございます。

そのため、それぞれの法人が個別に御申告いただいているということでございまして、また法人税と地方法人課税、特に法人事業税でございまして、課税ベースが若干異なるということもございます。こちらのほうの制度的な違いなどがございまして、完璧にワンスオンリー化をするということはなかなか難しいところがございます。これは御理解いただければ幸いです。

(2) のところでございます。こちらにつきましても、国税において更正決定等があった場合に連動して提出すべき自治体の修正申告書について自動的に行えるようにというようなことでございます。こちら、④のところで法人税と地方法人課税で課税ベースは異なるということがございますけれども、国税に修正申告があった場合、地方税への修正申告をお願いしているということはございますが、④であったように納税者の皆様の利便性向上という観点から、共通入力事務の重複排除を導入するべく今、動いてございます。

どういった項目について共通入力事務の重複排除をすれば、事業者の皆様の御負担が減るのか。これは、完璧に修正申告につきまして自動連動でいくということについては難しいかもしれませんが、事業者の方々の御負担をできるだけ減らすという観点で、共通入力事務というのを排除していきたいと考えてございます。

3で「地方税の電子納税環境整備・地方税共通納税システムの拡充」ということでございます。

6ページの回答のところを御覧いただければと思います。これは、いろいろと先生方からも御示唆等々もいただきまして、現在進めているところもございまして、まず法人につきまして、地方税に関しましては法人というのは事業活動が複数の団体にまたがるということがございますし、また、お勤めいただいている方々、複数の団体から通勤されているケースというのが当然ございますので、紙ベースではなく電子的な申告を行うニーズというのは非常に高いものがございます。

そのため、地方法人二税、法人住民税と法人事業税及び個人住民税の中でもいわゆる給与所得とか退職所得に係る特別徴収、あとは事業所税、そういった法人向けの税目を対象に、本年の10月から地方税共通納税システムの運用を始めるということでございます。

これによりまして申告あるいは納税も一発でできるというような形でございますし、今回こういった納税システムを、地方税共同機構というこの4月に発足した団体が担うことになりまして、地方税というのは結構団体数が多いものですからなかなか1つの方向を向かなかったわけですけれども、1つの方向を向くベースができていくというふうに感じておりまして、そういった法人の方々の利便の向上というのをまず図っていくということでございます。

その上で、賦課課税についてでございますけれども、1つ目の「・」を御覧いただければと思います。申告税目というものは、地方法人二税などはそうなのでございますが、納税者の皆様からの御申告に基づきまして税額を確定するというところでございます。要するに、電子申告をされる方々、されない方々もいらっしゃいますけれども、電子申告をされ

る方々というのは、そういった電子申告を行うような環境が整備されている中でやるということをございまして、電子申告情報を活用することによりまして、申告から納税までの手続をオンラインで一発でやるということが可能になっております。

一方で、賦課課税は、納税者の申告というのを必ずしも求めるものではございませんで、課税庁である地方団体が税額を決定して賦課をする。固定資産税とか、自動車税とか、そういったものをございますけれども、そういったことがございますので、課税庁側から納税者の皆様に対して税額とか納付時期などをお知らせする必要がある。要するに、納税通知書とか課税明細書などを送付させていただく必要がございますけれども、これを電子的に納税者の皆様に送信させていただく仕組みであるとか、あるいは税額等の情報と、電子納付される金額等の情報をひもづける仕組みだとか、そういうものが今はございせん。納税者の方々の側の環境整備、電子的な環境整備であるとか、あるいは地方団体の実務・コストメリット等の精査が必要ではないかというふうには考えてございます。

また、賦課税目につきまして、個人の納税者の皆様が納めていただくケースは多いわけでございますけれども。

○高橋部会長 時間の関係もありますので、適宜まとめてください。

○平木自治税務局企画課電子化推進室長 では、適宜簡略に説明させていただきます。

賦課税目の中でも個人の納税者の皆様については、例えばコンビニ納税であるとか、クレジットカード納付であるとか、あるいはマルチペイメントネットワークであるとか、そういった収納チャネルの多様化というのを進めているところでございまして、納税者の利便性というのは一定の向上が図られているのではないかというふうにございます。

そういった観点がございますので、引き続きしっかりとした検討が必要になると考えてございます。まずは地方税共通納税システムを円滑に稼働させて、多くの法人の方々が利用していただけるように注力していきたいと考えてございます。

また、最後の「なお」のところをございますけれども、企業の皆様が納付される固定資産税、主に償却資産課税でございますが、そちらに一定のニーズがあることというのは総務省としても承知をしてございます。本年の3月にまとめられた報告書におきましても、eLTAXにおける一括申告の拡大だとか、エラーチェック機能の強化とか、そういったことを前提に納税者の利便性の向上を進めつつ、電子申告しやすい環境の整備に向けた検討をするというような方向性も示されてございますので、こういった検討を31年度、本年度行ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、3の⑦、⑧でございます。

まず⑦につきまして、「地方税共通納税システム」につきまして、全ての団体に対する納税が可能かどうかというような御指摘であります、これは可能でございます。お見込みの通りということをございます。

⑧、賦課税目への拡大につきまして、これはちょっと先ほど申し上げたことと重複するところがございます。1点だけ申し上げたいことといたしましては、8ページの最後のと

ころでございます。eLTAXの活用というのをしっかりやっていきたいと思っております。

そして、その際、踏まえておきたいところとしては、地方税共同機構というのが地方団体の共同法人でございます、全ての団体から負担金をいただいて運営をしている。eLTAX自体も地方の費用で作っているということも踏まえまして、しっかりと筋道、行き先について地方団体の御理解を得ながら進めてまいりたいと考えてございます。

○池田自治税務局企画課課長 税務局の企画課長でございます。最後に、様式の件で2点御説明をさせていただきます。

9ページが、保険契約照会でございます。地方団体の任意の団体で作りましたこの標準様式の使用について、本年1月に調査をしております、現在使用している、または今後使用を検討している地方団体の割合というのが都道府県で約7割、市町村で約5割となっております、前年度と比べると一定程度浸透してきているのかなと考えてございます。

下のところに書いてございますとおり、総務省としても通知を発出したり、または説明会で説明を行ったり、この標準様式の使用を促しているところでございます。

最後に、10ページでございます。もう一つのほうが給与等の照会様式でございます、これも全国地方税務協議会という任意の組織で作ったもので、これはまだ作ったばかりでございます、これにつきましても同じように通知、または説明会でこの使用を呼びかけているところでございます。

今後、調査を行うべしという話でございますが、先ほどの保険と同様、この使用状況について私どもとしても調査をしてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○高橋部会長 どうも急がせて申し訳ございませんでした。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等がございますればよろしくお願ひします。いかがでしょうか。

では、どうぞ。

○堤専門委員 御説明ありがとうございました。1点教えていただきたいのですが、国税のほうですね。e-Taxは85%という目標達成は可能、中小法人においてもというふうに御説明があったのですが、他方、eLTAXのほうは70%の手前のところでやや足踏みと、これはeLTAXの使い勝手というところがやはり低くなる原因というふうに思われているのか、それとも地方税の仕組みそのものの部分でなかなか電子化が進んでいかないのか。電子化がe-Taxに比べて低い原因はどのようなふうに総務省のほうとして考えていらっしゃるのか、教えてください。

○平木自治税務局企画課電子化推進室長 総務省でございます。確かに、目標設定として国税さんのほうが85%で、地方税が70%ということでございます、違いはございます。もちろん、国税のe-Taxというものの知名度といいますか、非常に多いこともございます。確定申告時にいつも報道されていますし、そういった意味でeLTAXというのがいわゆる複数団体からの情報について、複数団体にまた振り分けるような機能を持っているということもございまして、多少機能が違うところもございまして、そういった浸透度合い

というものに多少のタイムラグがあるということかなとは思っています。

もう一つ申し上げれば、先ほど申し上げましたけれども、本年の10月から地方税共通納税システムというものが始まります。複数団体に対して一発で納税ができるという仕組みを全ての団体に導入するということになりますので、こういった利便性の向上も含めて、タイムラグというのは当然あるとは思いますが、eLTAXの利用率につきましても大法人は義務化されますので、中小法人の方々ということでございますけれども、上がっていくのではないかと思います。

ただ、いずれにしてもICTの環境整備といいますか、中小法人の方々でもそういった環境は必ずしも十分でない方もいらっしゃるというふうにお聞きしておりますので、そういったところも踏まえて地方税としても取り組んでまいりたいと思っております。

○高橋部会長 この点、いかがでしょうか。

では、林委員どうぞ。

○林委員 御説明ありがとうございます。総務省にお伺いしたいと思います。⑤についてなんですが、先ほどの国税庁のほうからは資料3ページに⑤の質問があって、4ページに⑤について(1)(2)(3)と書かれています。

(1)では、国税当局としてはこの点、「総務省及び各地方自治体において検討されているものと理解している」、(2)でも「国税庁と総務省、または地方税共同機構においてデータ連携についての検討」と書かれているのに対して、こちらの総務省のペーパーですと4ページの(1)を拝見すると、「課税ベースが異なることなど、国税とは制度上の違いがあり、ワンスオンリー化は困難である」というふうに書かれている、ここの両省のトーンの違いというのはどういうことなのでしょう。

○平木自治税務局企画課電子化推進室長 申し訳ございません。ここもトーンの違いといいますか、結論から申し上げますと、納税義務者である事業者の方々の御負担を減らすという点では一致をしております。

それで、私は御説明の際に、完璧にワンスオンリー化することはなかなか難しいというふうに申し上げさせていただきました。これは、ここに書いておけばよかったんですけども、課税ベース自体が異なるというのは結構経緯もございまして、かつ申告なども制度上、別々になっているというのもございますので、完璧にワンスオンリーになるというのはなかなか難しいところはございます。実際、連結納税につきましては導入していないわけでございます。

ただ、国税さんがおっしゃっているように、共通入力事務の重複排除のところでは相当程度すくえるのではないかと考えてございます。例えば、法人税におきまして連結法人というのは連結税額があるわけでございますけれども、地方税の場合は子法人ごとに個別の連結の個別帰属法人税額というものがございます。

こういうのを国税さんに届け出ただく仕組みに今はなっているわけですが、そういったもののデータを地方税のほうにいただいて重複排除という形で、事業者の皆様、

納税者の皆様の御負担を減らすとか、そういったことというのは今、国税庁とも御相談をしているところでございます。できるだけそういった形で御指摘いただいたような内容を、実際のところ近づけていきたいというのが趣旨でございます。

それで、こここのところでワンスオンリー化は困難であるというふうに申し上げた趣旨としましては、連結納税自体を導入していないというような制度的な違いもございまして、完璧にそういったものをワンスオンリーで全部済むというところまではなかなか行きづらいつころはありますけれども、しっかりと重複入力の排除等々はしていきたいというところでございます。

○林委員 ありがとうございます。先ほど確かに口頭説明では、完全な、完璧なワンスオンリー化、とおっしゃっていましたが、書面の回答では「完璧な」は書かれていません。ではそのように書き改めて出し直していただくべきかと思ひます。

○平木自治税務局企画課電子化推進室長 そこら辺は、検討して出ささせていただきたいと思ひます。

○林委員 国の方針として、この情報連携をしてワンスオンリー化を推進することについては、国税庁も総務省も同じ方向で作業なさっているものと理解しておりますので、そのような御回答になるように出し直していただきたいと思ひます。

○平木自治税務局企画課電子化推進室長 それは、そういった御趣旨に沿うように検討いたしますが、いずれにいたしましてもしつこいようで申し訳ございませんけれども、ベースが違ふというのは事実としてございまして、大変恐縮ですけれども、そのこのところの前提で書き直すということでございます。

○高橋部会長 連結している法人と、連結していない法人の別々の仕様というのはできないのですか。

○平木自治税務局企画課電子化推進室長 先生が多分御指摘いただひているのが、連結法人と連結していない法人について。

○高橋部会長 連結していないほうは、そういう話はないわけですよね。連結していないほうが多いのではないですか。圧倒的に連結していないほうが多いですよね。

○平木自治税務局企画課電子化推進室長 多いと思ひます。

○高橋部会長 では、特別に連結しているものだけシステムの何らかの手当てをすることとはあり得るのではないかと思ひますけれども。

○平木自治税務局企画課電子化推進室長 連結法人についてのみ、私が国税の話をして恐縮なんですけれども、国税のほうで個別の法人の税額というのを別に出していただひいていまして、その別に出していただひいているものを地方税にいただひいているものですから、先生がおっしゃっているように、連結法人で出していただくものと、連結法人でないもので出していただひいたものというのは異なつてございまして、それはそれぞれに必要な情報というのを地方税のほうにいただひいているというようなことでございます。

○高橋部会長 どちらへ窓口一本化したらいいかわからないですけれども、元々はこのよ

うなものは全部一緒に、一本でシステムを組んでもらって、一括処理の方が効率的でしょう。これは課税標準とか交付税と時期は全部一緒なんでしょう。違うのですか。月が違うのですか。何月ですか。国税はいつなのですか。

○菅長官官房情報技術室長 国税の場合は決算期ごとによって変わってまいりますけれども、法人税の申告は基本的には決算期から2か月以内に提出されるという形になります。

○高橋部会長 それで、地方税は違う。

○平木自治税務局企画課電子化推進室長 時期は一緒ですが、課税ベースが多少異なります。

○高橋部会長 ベースが、多少違う。どのくらい違うのですか。

○平木自治税務局企画課電子化推進室長 個別の法人によって違いますけれども、政策税制などで多少異なっているものはございます。あるいは、政治的なものですね。

○高橋部会長 わかりました。では、完全にベースを一緒にするというのは無理だということですね。

○平木自治税務局企画課電子化推進室長 申し上げづらいですが、恐縮でございます。

○高橋部会長 でも、連結していなくてもベースが違うのだから元々一緒にできないということですか。連結が重要になっているように聞こえたのですけれども、元々は課税ベースが違うので完全な共通化はできないということですね。どのくらい違うか、細かく出していただけませんか。今日でなくて、後でいいです。

○平木自治税務局企画課電子化推進室長 どういった項目があるかというのは、お知らせできるかとは思いますが。

○高橋部会長 わかりました。それ以外、いかがでしょうか。それでも共通化には努力していただくということによろしいですね。

○平木自治税務局企画課電子化推進室長 もちろんです。できるだけ納税者の方々の負担を減らすというのは、方針としては一致しております。

○高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。

では、どうぞ。

○濱西専門委員 1つ御質問させていただきます。共通入力事項の重複排除ですけれども、2020年3月導入予定の新たな取組で終わりにするのではなしに、国税・地方税の両者を1回の申告でできるようになれば、いわゆるワンストップサービスの導入ということになるんですけれども、そうすれば納税者にとって利便性がかなり高まると思います。両者を1回の申告とすることで、それほど追加の費用負担が発生するとも思えないわけで、そうした方向での検討はできないのでしょうか。課税ベースが違うとか、そういうお話は先ほどあったのですけれども、それはそれとして納税者としては1回で国税、地方税を通じて申告すれば、それでおしまいといったほうが二度手間にならずに利便性が高まるんじゃないかという趣旨です。

お答えしづらいのであれば、両方からお答えしていただければと思います。

○菅長官官房情報技術室長 国税庁から、まずお答えさせていただきます。恐らく、手続自体を一本化するということにつきましては、地方団体も含めて制度面のいろいろな対応が必要になる部分があるかとは思いますが、いずれにしましても国税庁といたしましては、現実の業務として同じ情報が1回の作業でできるようにという発想で、基本的に納税者から国税庁にいただいた情報で現状地方税にもお出しいただいている情報については、当方に1回お出しいただければ、あとは私どものほうから地方税当局にお出しして、それ以上納税者には御負担をかけないという形で、できるところから進めているところでございます。

○平木自治税務局企画課電子化推進室長 地方税についても、基本的には国税と同様でございます。濱西先生がおっしゃったように、課税ベースが多少違うところもございまして、一発でということはなかなか難しいかもしれませんが、納税者の方々の利便性を向上させる、御負担を減らすという観点で、できるだけ近づけてまいりたいというのが我々の考え方でございます。

○濱西専門委員 1回の画面で申告させると、何か技術面だとか、納税者のほうが混乱するとか、そういったような障害があるのであれば教えていただきたいのですが。

○平木自治税務局企画課電子化推進室長 地方税、国税それぞれ税目がございまして、法制上、それぞれに申告をしていただくことになってございます。

ですので、先生が御指摘のことというのは、1回の事務処理でそれら2つ、あるいは複数のもを実質的にクリアするというような御趣旨かと思っていましたので、そういった方向性で国税、地方税、足並みをそろえてやらせていただきたいと思っております。

ですから、技術的なことなども含めて検討といいますか、御相談していくということかと思っております。

○高橋部会長 今の話は、1個の画面で一括して処理する。地方税も国税も終わってしまうというような。

○平木自治税務局企画課電子化推進室長 私が申し上げたのは、そこまでのことを今の段階で申し上げてはなかったです。要するに、重複排除ということで、国税さんで入力していただいたものは地方税のほうにいただいて、それで必要なものについてはもう一回これをやっていただく御負担を排除する。

○高橋部会長 要するに、地方税のシステムを開くと自動的にそこは全部埋まっている。国税でやったものは、全部埋まっている。自動的に出てくる。あとは、空欄だけ埋めればいい。

○平木自治税務局企画課電子化推進室長 そういった形を目指したいということです。

○高橋部会長 そういうことを目指しているということですね。今のところはそういうお話だということだそうですが、ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○田中専門委員 御説明ありがとうございます。情報連携についてお伺いしたいのですが、今、例えば自治体のほうで何か申告内容の誤りに気付いたときに、それを国税の

ほうにフィードバックないし情報提供するような仕組みがあるのかという点を教えてください。

○菅長官官房情報技術室長 それでは、国税のほうからお答えします。所得税の分野ではありますけれども、例えば所得税法上の扶養控除について、これは住民情報を持っておられる地方団体のほうがその適否について判断できるお立場にあるのですが、仮に国税に対する所得税申告の扶養控除が誤りであると認められる場合には、私どもは市町村からデータをいただくといった形で、お互いの税務に必要な情報については連携をしております。

○田中専門委員 扶養についてだけでなく、全ての分野について連携が既に行われていると考えてよろしいのでしょうか。

○菅長官官房情報技術室長 全てと言えるかどうかは申し上げるのが難しいですけれども、例えば国税のほうで受け取っております法定調書で地方税でも必要な情報でありますとか、お互いの課税にとって有益な情報については既に連携のシステムができております。

○田中専門委員 なぜこのことを申し上げたかということ、市町村が申告内容の誤りに気づき、住民税については適正な課税がなされているのに、所得税については過大に徴収されたまま、納税者にも連絡がいかず、そのままになっていたという例があるようです。情報連携が進めば、このようなことは起こらないのではないかと思います、その辺も含めて国税と自治体との間でもう少し密な情報連携を御検討いただけないでしょうか。

○菅長官官房情報技術室長 私の御説明では不十分な点がございましたけれども、所得税と住民税の賦課の仕組みなのですが、原則として所得税は申告納税ということで、納税者には前年の所得額を基本的には国税のほうに御申告いただきます。

そうすると、今の仕組みでは所得税の申告書に住民税の申告も一部記載欄がございまして、基本的にはその情報は全て国税から自治体に提供する。住民税は賦課課税ですから、自治体のほうでは、翌年度の住民税の賦課にその情報を用いるという形をとっているんですけれども、私どもが受け取った情報を地方当局にデータ連携すると、そこには先ほど申し上げました、例えば扶養家族についての記載欄がございまして、市町村のほうでこの申告は間違いであると気付いたときには、遡って私どものほうに御連絡をいただいて、私どものほうで所得税の修正申告を求めたり、あるいは更正処分をするといった形で、お互いの情報を使って適正な申告をしているというのが実態でございます。

○高橋部会長 よろしいですか。もうちょっとどうぞ。

○田中専門委員 もちろんそういう仕組みで連携していただいているのは承知しておりますが、それを扶養に限らず、全ての分野について御検討いただきたいということでございます。

○平木自治税務局企画課電子化推進室長 御指摘のとおりだと思いますので、できる分野についてしっかり検討してまいりたいと思います。

○高橋部会長 では、その結果については後日、御検討結果を御通知ください。

それからもう一つ、統一化という流れでいうとe-TaxとeLTAXというのは本人確認とかパ

スワードは一緒なのですか。本人確認システムとかパスワードとか、e-Tax、eLTAXは全く一緒なのですか。

○吉井審議官 比較したことがないので、国税は国税、地方税は地方税です。

○平木自治税務局企画課電子化推進室長 うちが法人ですので、そもそも国税さんは所得税も法人税もあると思います。うちのほうは、機能自体が振り分け機能中心ですので比較したことはないです。

○高橋部会長 ないですか。法人認証基盤は、これから使われるということですよ。

○菅長官官房情報技術室長 国税でございます。先ほどちょっと御説明いたしましたけれども、法人認証基盤で提供されますID・パスワードがe-Taxの認証として使えるかどうかについては、その可能性について現在検討しているところでございます。

○高橋部会長 それは2つも3つもというのは担当者としても大変ですので、行政が求めるのだったら、1つに限り、きっちりそれを管理していただく。対政府については全てそれができるというふうにしていただくのが非常に重要だと思いますので、そこは是非お願いしたいと思います。

そうすると、eLTAXも法人認証基盤で足並みをそろえていただくのがありがたいのですが、難しいのですか。窓口機能です。

○菅長官官房情報技術室長 私ども今、申し上げましたとおり認証基盤の活用の可能性について検討してまいりたいと思いますけれども、もちろんその際には今後、認証基盤についてどの程度の普及が見込まれるかですとか、利便の向上につながるか、あるいはセキュリティが確保されるかという観点からしっかり検討してまいりたいと思います。

○高橋部会長 別に経産省に足並みをそろえろと言っていないくて、先にあるのだから、ID・パスワードを法人認証基盤はそちらを使ってくれと国税から経産省にお願いすればいいのではないのでしょうか。もう配っているでしょう。

そうじゃないのですか。これからか。でも、法人については法人番号を使っているのですよね。

○菅長官官房情報技術室長 御説明いたします。経産省の共通基盤のほうでも、私どもが提供しています法人番号を基に活用いただいていると思いますけれども、先方のID・パスワードの配布については、まずは本事務年度は一部の経産省所管の事業から開始するというふうに承知しております。

○高橋部会長 だから、そこは中身をなるべく一緒にやるようにしていただけるとありがたいと思います。そんな形でお願いしたいと思います。

とにかく結果的に3つも4つも要るようでは非常に困ります。そこはなるべく足並みをそろえるように、先行しているもので使ってほしいと経産省にお願いすればいいわけなので、そこは是非そういうふうをお願いしたいと思います。

ほかは、いかがでしょうか。あればどうぞ。

では、賦課課税の話を経産省にお聞きしたいのですけれども、これは納税するときに一

遍法人IDと、例えば不動産とかがひもづけられれば、次年度以降は電子申告できるのではないかと思うのですけれども、そういうことは考えられませんか。

○平木自治税務局企画課電子化推進室長 確認だけなんですけれども、賦課課税というのは申告行為があるものではないのですが、先生が今おっしゃっているのは電子納税ですか。

○高橋部会長 要するに、納税のときに法人番号がそこでわかるわけですよ。

○平木自治税務局企画課電子化推進室長 先生が今おっしゃったように、固定資産に法人番号でひもづけていればということですね。

○高橋部会長 そうしたら、次年度以降はそれでひもづかないんですか。わざわざ申告という行為は介在しなくても、この法人の不動産だとわかるわけでしょう。

○平木自治税務局企画課電子化推進室長 賦課課税ですので、課税庁から納税者の方々に通知がいきますので、申告行為は別に介在はしてございません。

○高橋部会長 でも、納税はされるわけですよ。

○平木自治税務局企画課電子化推進室長 納税はお願いすることになります。

○高橋部会長 だから、納税したらその法人から納税したとわかるわけですよ。

○平木自治税務局企画課電子化推進室長 それはそのとおりですね。

○高橋部会長 次年度にそれは使えませんか。

○平木自治税務局企画課電子化推進室長 実際に、法人の方々がどういうふうな不動産をお持ちかというのはリスト、台帳を作って名寄せをします。それで、免税点とかを判断しているところもございますので、今、先生がおっしゃっているようなことというのは実務的にはやっております。

○高橋部会長 やっていたら、何で電子申告ができないのか。

○平木自治税務局企画課電子化推進室長 電子申告。電子納税ですか。

○高橋部会長 申告のほうです。

○平木自治税務局企画課電子化推進室長 申告は何度も申し上げて恐縮ですけれども、賦課課税は申告は求めませんので、電子申告という概念はございません。賦課課税と申告課税は違まして、恐縮でございます。

○高橋部会長 失礼しました。やっと、わかりました。あとは、どうでしょうか。どうぞ。

○林委員 また総務省にお伺いしたいのですが、書式のところでございます。9ページ、⑭のところに、現在使用している、または今後使用することを検討している地方団体の割合として都道府県7割、市町村5割となっておりますが、「今後使用することを検討している」を除いた「現在使用している」は、この1年でどれだけ増えたのでしょうか。

○池田自治税務局企画課課長 現に使用している団体でございますが、都道府県は変わりがなく、市町村は5倍程度になってございます。

○林委員 全体で何割ということでございますか。

○池田自治税務局企画課課長 都道府県で4団体、市町村では足元で100団体、市町村は前年度が22団体でございました。

○林委員 前年同月の調査では都道府県で約4割、市町村で約3割だったということなのですが、昨年と今年の調査で実際に使用している都道府県は何割増えているのかということになりますと、どういう調査をされているのでしょうか。

○池田自治税務局企画課課長 お答えさせていただきます。都道府県でいきますと、現在使用している団体は4団体で、そういう意味では前年度と変わりはありませんが、今後具体的に使用の時期等を見込んでいる団体が前年度は16団体であったのが、今年度は28団体と調査では増えているということになります。

○林委員 まず都道府県から伺いますが、前年度16団体検討していながら、実際に使用している都道府県が1個も増えていないのはなぜなんですか。

○池田自治税務局企画課課長 今後使用を検討しているというのが、来年度すぐということではなくて、例えばシステム更新の時期にあわせてやるという団体もございますので、昨年16団体と答えた団体がすぐに今年、その分オンされるということにはなっていないということになります。

○林委員 これは、いつになったら標準書式が統一的に採用されるようになると総務省では指導なのか、お示し、計画されているんですか。

○池田自治税務局企画課課長 元々標準様式自体、地方団体の集まりの場で地方団体の皆様に話し合いをされて定めたものになります。それにつきまして、私どももやはりこのような会議の場での要請なり経済界の要請を受けまして、できるだけそういう標準様式を広めていくべきだと考えておりますので、私どもとしても地方団体の皆さんがお作りになられた標準様式を使っていただけるよう、普及啓発に努めているということになります。

○林委員 そうすると、地方団体は自分たちで作った標準書式なのにもかかわらず、実際には使っていないということなんですか。

○池田自治税務局企画課課長 地方団体の集まりと申しましても、都道府県とか政令市の集まりの任意団体で作ったところになりますので、全国1,700余りの地方団体が皆これでいこうということで作ったものでは残念ながらございませんので、そういったことで大きな団体が決めた標準様式をできるだけ使っていこうということになります。

ですので、1つはシステムの改修が伴う話になりますので、システムの更新時期が来ないとなかなかやってもらえない団体でありますとか、やってもらえない団体は幾つか私どもも事情を聞いてみたのですが、あとはやはり小規模な市町村になりますとなかなかこういう滞納案件というのがなくて照会する機会が少ないので、そもそも様式を定めていないという団体もございますので、これがどこかにやはり限界はあって、100%になるということはないということになります。

○林委員 安念先生にお伺いしたいのですが、標準書式の採用というのは憲法上の「地方自治の本旨」と関係あるのでしょうか。

○安念部会長代理 それは関係がないと思うけれども、今のお話だと使い勝手というか、標準書式というのも巡航速度でそれを使い出せば便利なんだろうけれども、それに切り替

えるにはやはりそれなりの手間と、その他もろもろ掛かるから、あえて今、切り替えるまでもないという判断をする団体があっても、私はそれはそれとして別におかしくもないなと思うんです。

ただ、今おっしゃった書式の類いとか、システムのアーキテクチャーとか、そういうものそれ自体が地方自治の本旨だとは私自身は考えませんが、今の話はそれとは全然別の、要するに手間暇の話というふうに私は理解しました。

○林委員 今の保険のところの次の⑮の給与等照会ですね。こちらのほうも「書式・様式の統一の推進」ということを掲げられているわけですが、これはよりクリティカルな分野ではないかと思うんですけれども、どのようなタイムスケジュールで統一様式の使用というのを御計画なさっているのですか。

○池田自治税務局企画課課長 これもいろいろな御要望をいただきまして、この回答欄に書いてありますとおり、この1月に全国地方税務協議会という団体で標準様式、統一様式を取りまとめたばかりでございます。私どもも、早速これをできるだけ使用していただくよう通知も行いましたし、また説明会でも説明をしております。

先ほど、使用状況もちゃんと調査するよということでもございましたので、その調査も行って、この統一様式はできるだけ多くの団体に使っていただくことに意味があると思っておりますので、そういうことには注力してまいりたいと考えてございます。

○林委員 統一書式や標準化については、地方自治の本旨を理由に市町村でのばらばら状態がいつまでも続くということがないように、是非とも推進をしていただければと思います。

○高橋部会長 2割、理解度が高まったので、これから更に1割でも2割でも努力していただけていただくといいことを是非お願いしたいと思います。

時間も少なくなっていますが、最後にもう一回お願いします。本人認証の仕方とID・パスワードは将来的にe-TaxとeLTAXで一緒にしていただきたい。統合していただきたいと思えます。それをした上で、e-Taxが終われば自動的にeLTAXに飛べるとか、eLTAXが終わったら自動的にe-Taxに自動的に飛べる。そういう形で、事実上1つの手続で納税が終わるように、是非両省でしっかり御検討いただければ、納税者の利便性が向上するのではないかと思います。そこは、両省でよく協議していただければと思います。

それからもう一点、国税に対してです。メッセージボックスなのですが、これは個人情報わかるのですが、本人同意があればいいのではないのでしょうか。本人同意の欄があって、それでID・パスワード、オーケーというふうになればいいのでしょうか。

○菅長官官房情報技術室長 部会長が御指摘のとおり、リスクテイクを利用者の方に委ねるという御発想もおありかとは思いますが。

ただ、先ほど申し上げましたけれども、重要な個人認証については基本的に二要素認証を使うという先ほどの「IT国家創造宣言」の記載があるということと、あとは個人、法人を問わず、e-Taxの利用者についてはリテラシー面も含めてさまざまなIT、ICT利用環境の

方がいらっしゃいます。

そういう中で、納税者の方にももちろん便利に使っていただくというのは重要ですが、あわせて安心してお使いいただくということも重要だと考えておりました、その点については御指摘の点も含めてバランスのとれたe-Taxの利用環境が提供できるように、国税庁が責任を持って考えていきたいと考えております。

○高橋部会長 これは、見られないときはどうすればいいんですか。要するに、メッセージボックスを見られない人です。

○菅長官官房情報技術室長 これは、現実として個人の納税者につきましてはマイナンバーカードを取得していただく等によって電子認証をとっていただく。あるいは、税務におきましては現実的には税理士が税務関係の手続を代行する場合がありますけれども、現在は個人納税者のメッセージボックスに入った申告に係る情報を、この電子認証を持った税理士が見られるという仕組みを導入することによって実務上の課題を解消しているところでございます。

○高橋部会長 法人は、そういうことですか。

○菅長官官房情報技術室長 今の話は、個人でございます。

○安念部会長代理 個人ですね。法人は、元々個人情報じゃないからどうでもいいんだろうけれども。

○高橋部会長 今日、メッセージボックスに通知が来たのです。けれども、見られないのですよ。要は、自宅のパソコンから入らないと、職場のパソコンでは見られない。それで、非常に不安なのです。そういうのは、不安じゃないですか。来たけれどもメッセージボックスを見られない状態というのは、私にとってすごくディスインセンティブなのですけれども。

○菅長官官房情報技術室長 その点は、御指摘のとおりだと思います。いわばセキュリティーと使い勝手の向上というのは一般的にはトレードオフの関係がありますので、セキュリティーを重視すると使い勝手が悪くなる部分があるのは御指摘のとおりでありますけれども、実は国税庁のほうでe-Taxに関するアンケートを実施しておりました、今e-Taxを使っていないですとか、あるいは利用をやめたという方にその理由を尋ねましたところ、一番多い答えが、やはりICカードリーダーの取得が手間であるとか、費用が掛かるという、いわば使い勝手に係る不満が原因で使っていないというお答えがあるのですが、実はセキュリティー上の不安を挙げていらっしゃる方がそれに次いでおります。

したがって、そういうことを踏まえましてもやはりバランスをとって対応していく必要があると考えております。

○高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。大分、時間をとりましたけれども。

○八剣専門委員 先ほどの林委員に触発されてしまったんですけれども、標準様式を使用することによるインセンティブというのは何か設計されているんですか。御報告を聞いていると、すごく自然体に行くのを見ている感じがしたので。あるいは標準様式を使わない

場合のデメリットかディスインセンティブでもいいんですが、何かそういうものはあるんですか。

○池田自治税務局企画課課長 標準様式を使うことのインセンティブを特に何か財政的な面で誘導しているとか、そういったことはございません。

ただ、地方団体のほうも納税者の照会を受ける側の立場に立ってみれば、統一様式を使えばそういった方々の事務負担が軽減されるわけですから、そこは十分にわかっていただけのように私ども説明を尽くしているということでございます。

○八剣専門委員 その辺、標準様式を使うとこういうメリットがあると宣伝してしまうというのも手なんじゃないかと思えますけれども。

○高橋部会長 それは、どういうメリットですか。

○八剣専門委員 標準様式を使わなければ事業者側にこういう負担が増える。逆に言えば、うちの都道府県とか市町村は標準方式を使っているのでこういうメリットが出ているとなるわけですね。それで、これを逆に総務省さん側から、地方自治体が標準様式を使えばこういうメリットが出ますというふうに宣伝してしまえば、住んでいる住民の人たちも気が付くのではないのでしょうか。うちの都道府県とか、うちの市町村は標準様式を使っていないな、ということは、このメリットがうちの地方自治体では享受できていないんだというふうに思わせたら、それはそれなりに自治体へのプレッシャーになるんじゃないかと思って発言しました。

○池田自治税務局企画課課長 なかなか課税庁にメリットを示すというのは難しゅうございますけれども、ただ、今おっしゃられましたように受ける保険会社なり、金融機関なりの事務負担が減るといって、そちら側のメリットは国民全体でトータルで見ればメリットでございますので、そういったことを私どもはしっかりと地方団体に向けて説明をしてまいりたいと考えております。

○八剣専門委員 どうもありがとうございました。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。幾つかお願いしましたので、それは事務局を通じて御回答していただきたいと思えます。究極的なお願いはまた次回にとしますので、また是非よろしく申し上げます。別にシステムを統合しろと言っていない。統合に近づけてください。よろしく申し上げます。

どうもありがとうございました。

(財務省・総務省 退室)

○高橋部会長 それでは、本日の議題は以上でございます。

最後に、事務局からございますでしょうか。

○石崎参事官 次回の日程につきましては、また事務局のほうから御連絡をさせていただきます。

○高橋部会長 それでは、これにて会議を終了いたします。

どうもありがとうございました。